

○農園利用に際して、守っていただく事項

- 1 特定農地貸付規程を遵守すること。(利用期間：最大5年間 等)
- 2 建物及び工作物を設置しないこと。
- 3 営利を目的として作物を栽培しないこと。
- 4 草花、野菜の栽培以外の樹木等は植えないこと。
- 5 隣接農地及び他の区画使用者に対して、迷惑をかけないこと。
- 6 不法駐車等、近隣の住民、農家等に迷惑をかけないこと。
- 7 区画の周辺、道路等の雑草その他のゴミの清掃をすること。
- 8 貸付農地を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 9 廃物、汚物又は資材等の農作物栽培に必要としない物の搬入及び耕土の搬出をしないこと。
- 10 農具・水・種苗・肥料等必要なものは、すべて自己が負担すること。
- 11 土地所有者の都合、その他やむを得ない事情があるときは、利用期間内であっても、利用を解除することがあること。
- 12 利用期間が満了したとき、又は利用取消しを受けたときは、当該農地を現状に復帰し返還すること。
- 13 水道施設等一切の施設は、設置しないこと。
- 14 耕作権・借地権等一切の権利を有しないものであること。
- 15 区画割は規程に基づき決定しているので、異義を述べないこと。
- 16 火気を使用しないこと。